

総務委員会会議録

日時 平成27年 9月29日(火) 開会時間 午前10時 6分
閉会時間 午後 4時15分

場所 委員会室棟第1委員会室

委員出席者 委員長 塩澤 浩
副委員長 遠藤 浩
委員 高野 剛 石井 脩徳 前島 茂松 渡辺 英機
奥山 弘昌 山田 七穂 久保田松幸 土橋 亨

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

知事政策局長 松谷 荘一 企画県民部長 守屋 守
リニア交通局長 佐藤 佳臣
知事政策局理事 市川 満 知事政策局理事 弦間 正仁
知事政策局次長 手塚 伸
政策参事 中澤 宏樹 秘書課長 平賀 太裕 広聴広報課長 渡邊 和彦
行政改革推進課長 石原 啓史 富士山保全推進課長 長田 公
人口問題対策室長 三井 薫
企画県民部理事 渡辺 祐一 企画県民部次長 布施 智樹
企画課長 上野 直樹 北富士演習場対策課長 中込 巖
情報政策課長 中野 修 統計調査課長 古屋 久
県民生活・男女参画課長 市川 美季 消費生活安全課長 杉田 真一
生涯学習文化課長 内田 不二夫
リニア交通局理事 清水 豊 リニア交通局次長 岡 雄二
リニア交通局技監 市川 成人
リニア推進課長 小田切 浩 交通政策課長 深沢 修

公安委員 赤岡 利行 警察本部長 飯利 雄彦
警備部長 輿石 靖 交通部長 奥脇 勝美 刑事部長 藤原 芳樹
警務部長 前田 尚久 生活安全部長 川崎 雅明 総務室長 市川 和彦
会計課長 初原 豊 交通部参事官 中山 良彦 交通部次長 三浦 元彦
警察学校長 輿水 雅彦 首席監察官 細入 浩幸 総務室参事 古屋 秀敏
警務部参事官 窪田 圭一 警務部参事官 岡田 寿雄
警務部参事 有泉 照夫
生活安全部参事官 佐藤 岩生 生活安全部参事官 河西 昇
警備部参事官 荒居 敏也 地域課長 矢崎 正美 警備第二課長 小俣 隆弘
交通指導課長 平山 清司 交通規制課長 岩柳 治人
運転免許課長 跡部 位 監察課長 志田 浩 厚生課長 石川 善文
捜査第二課長 宮川 俊樹 少年・女性安全対策課長 西山 雄三
通信指令課長 小俣 宏

総務部長 前 健一 会計管理者 望月 洋一
 人事委員会委員 石川 善一 代表監査委員 小野 浩
 選挙管理委員会委員長 成澤 秀仁
 防災危機管理監 堀内 浩将 総務部理事 芹沢 正吾
 総務部次長 宮澤 雅史 総務部次長(人事課長事務取扱) 小島 徹
 職員厚生課長 半田 昭仁 財政課長 三井 孝夫 税務課長 鷹野 正則
 管財課長 中澤 和樹 私学文書課長 森田 貴夫 市町村課長 泉 智徳
 防災危機管理課長 山下 宏 消防保安室長 小澤 浩
 出納局次長(会計課長事務取扱) 大柴 節美 工事検査課長 丸山 哲
 管理課長 渡辺 健 人事委員会事務局長 原間 敏彦
 人事委員会事務局次長 大塚 克秀 監査委員事務局長 広瀬 正三
 監査委員事務局次長 齋藤 修 議会事務局次長(総務課長事務取扱) 佐野 光一

議題 (付託案件)

- 第 70 号 山梨県個人番号の利用に関する条例制定の件
- 第 71 号 山梨県個人情報保護条例中改正の件
- 第 73 号 山梨県県税条例中改正の件
- 第 75 号 山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例廃止の件
- 第 76 号 平成 27 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 1 項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第 2 項歳入各款並びに第 4 条地方債の補正
- 第 79 号 町の境界変更の件
- 請願第 27-4 号 戦争につながる安全保障関連二法案(国際平和支援法案、平和安全法制整備法案)の廃案を求める意見書採択について
- 請願第 27-6 号 安全保障関連法案の廃案を求めることについて
- 請願第 27-7 号 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書の採択を求めることについて
- 請願第 27-10 号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて
- 請願第 27-11 号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
 また、請願については、第 27-4 号、請願第 27-6 号、請願第 27-7 号については不採択すべきもの、第 27-10 号については継続審査すべきもの、請願第 27-11 号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、知事政策局・企画県民部・リニア交通局、警察本部、総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局の順に行うこととし、午前 10 時 06 分から午前 10 時 44 分まで知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係、休憩をはさみ、午前 11 時 14 分から午前 11 時 27 分まで警察本部関係の審査を行い、休憩をはさみ午後 1 時 19 分から午後 4 時 16 分まで、途中午後 2 時 26 分から午後 3 時 19

分まで、午後 3 時 33 分から午後 4 時 15 分まで 2 度の休憩をはさみ総務部・出納局・人事委員会事務局・監査委員事務局・議会事務局関係の審査を行った。

主な質疑等 知事政策局・企画県民部・リニア交通局関係

第 70 号 山梨県個人番号の利用に関する条例制定の件

質疑

山田（七）委員 来月からの国内全ての住民に対し、個人番号の通知が始まります。明年 1 月のマイナンバー制度のスタートがいよいよ間近に迫りました。個人番号は、法律の規定の範囲内において、社会保障、税、災害対策の分野で利用されるわけですが、県の業務では、各分野において具体的に幾つの業務で個人番号を利用することができるのか、お伺いします。

中野情報政策課長 個人番号を利用できる県の業務は、法律の規定に基づきまして、先ほど御説明しました 3 業務のほかに、社会保障の分野では、例えば身体障害者手帳の交付に関する事務、母子父子寡婦福祉資金貸付業務に関する事務、県営住宅関係の事務などがあります。また、税の分野では、地方税及び地方法人特別税関係の事務、災害対策の分野では、被災者生活再建支援の給付の事務など、全部で 36 の業務で利用することとなります。

山田（七）委員 先ほど、条例を定めることにより、同一の執行機関内での特定個人情報のやりとりができるとの説明がありましたが、どういうことを指しているのか、今少し詳しい説明をお願いいたします。

中野情報政策課長 福祉保健総務課において、生活保護の業務を行う場合の例について御説明いたします。

この業務を行うためには、生活保護対象者の所得状況を把握する必要があります。このため、例えば教育委員会が保有する就学奨励金に関する支給情報が必要となりますが、この情報のやりとりは、他の執行機関との情報のやりとりに当たりますので、条例を制定しなくても可能であります。

一方、防災危機管理課から災害救助法に基づく扶助金の支給情報や、子育て支援課から児童扶養手当の支給情報などを受ける場合は、知事部局内の他の課との情報のやりとりになりますので、これは同一の執行機関内での情報のやりとりに当たりますので、条例を制定する必要があります。

このように、同一の執行機関内での情報のやりとりとは、知事部局内、あるいは教育委員会内の課同士の行う情報のやりとりを指します。そして、このことによりまして、事務の効率性や確実性のさらなる向上が期待できるものと考えております。

山田（七）委員 同一執行機関内での特定個人情報のやりとりを行うことにより、事務の効率性と確実性が高まるとのことですが、住民のメリットとしてはどのようなことがあるか、お伺いいたします。

中野情報政策課長 マイナンバー制度の開始によって、社会保障や税などの手続におきまして、

申請書などに個人番号の記載を行うこととなりますが、同一の執行機関内での情報のやりとりを行うことにより、これまで申請者が用意をする必要がありました各種証明書などの関係書類の削減が見込まれますので、住民負担の軽減が図られるものと考えております。

このように、住民負担の軽減化と事務の効率化や確実性の向上が図られるとともに、不正受給の防止や適正な税の確保などによって、公平公正な社会の実現につながるものと考えております。

山田（七）委員 条例を定めることで、同一の執行機関内での情報のやりとりが可能になるということですが、それでも、他県や県内の市町村も同様な条例を制定する予定があるのか、ないのか、お伺いいたします。

中野情報政策課長 都道府県では、本県を含めて12の府県が9月議会までに条例を制定し、最終的には全ての都道府県で条例を制定する見込みであります。

また、県内の市町村につきましては、全ての市町村が年内に条例を制定する見込みであります。

山田（七）委員 先ほどの例では、条例を定めることによって、防災危機管理課の災害救助関係情報及び子育て支援課の児童扶養手当関連情報が、福祉保健総務課の生活保護関係事務に利用できるということですが、便利になる一方で、本来、必要のない情報までやりとりされるのではないかと心配するところではございます。情報のやりとりには何らかの制限があるのか、ないのか、お伺いいたします。

中野情報政策課長 条例を制定してやりとりをする情報は、法律と同様に、定められた事務を処理するために必要な限度で情報のやりとりが可能となっており、利用できる情報の範囲は限定されております。

例えば生活保護事務のために利用できる児童扶養手当の情報は、支給月額、年間支給総額、支給対象児童数などと、データ項目が決まっており、児童扶養手当に関する全ての情報がやりとりできるわけではなく、やりとりできる情報は限定されております。

山田（七）委員 9月3日に内閣府から発表のあった「マイナンバー制度に関する世論調査」によりますと、個人情報の取り扱いに関することについて、「マイナンバーや個人情報の不正利用により被害に遭うおそれがあること」や、「個人情報の漏えいによりプライバシーの侵害のおそれがあること」などに、多くの方が不安に思っているという結果が出ております。

日本年金機構の問題が影響しているとは思いますが、個人番号を含む個人情報の取り扱いには特に慎重に行うべきものであると考えますが、庁内における情報の管理はどのようにしていくのか、その対応についてお伺いいたします。

中野情報政策課長 マイナンバー制度の安全安心の確保のため、個人番号を取り扱う事務の範囲や担当する職員を限定した上で、情報の管理状況の定期的な監査や担当者への教育研修を行うなど、組織的、人的な安全管理措置を講じるとともに、情報システムのウイルス対策や情報を管理している機器や媒体等の盗難紛失の防止策等の技術的、物理的安全管理措置を講じるなど、情報の管理を徹底してまいりたいと思っております。

渡辺（英）委員 初めてというか、大変なじまない制度。ここに提出された資料だけでは、容易にこの中身がわからない。国民全てに番号をつけるということですので、自分が何番なのか、わからない人が相当出てくるんでしょうね。まず、この辺についての周知、これが来年1月1日から施行されるに当たって、徹底されるのか心配なんですけど、その辺はどうでしょうか。

中野情報政策課長 マイナンバー制度の周知につきましては、国や市町村と連携して行っております。例えば、国においてはホームページやツイッターでの情報の発信や、地方自治体や税務署などで使用するポスターやパンフレットの配布、テレビCM、ラジオ、新聞などの広報をしております。また、住民からの疑問に答えるコールセンターなども設置をして、周知を行っています。

県におきましては、ホームページによる情報発信、県政出張講座の開催、ポスター掲示、パンフレットの配布等、マイナンバー制度の概要や対応準備の周知に、取り組んでいるところです。特に事業者向けにつきましては、商工団体など、県が所管する各種団体と連携をしまして、説明会を開催しているところでございます。

また、住民に対しては、身近な市町村が中心に、広報誌等への掲載などにより周知を進めておりますが、県としましては、広報素材の提供等による支援を行っているところでございます。

渡辺（英）委員 さまざまな媒体を通して徹底されるということですが、丁寧な周知徹底が必要だと思います。

もう一つ、自分の番号を知る上で、持ち歩くようなものを交付されるということですか。

中野情報政策課長 まず10月に入りまして、半ばごろからだと思いますけれども、各家庭の世帯ごとに通知番号というものが送付されます。その中に、誰々さんの番号は何番ですよというものが入っておりますので、そこで初めてそれぞれの番号がわかると思います。

ただ、番号はいろいろなところで使いますので、最小限のときには、当然、持たなければならないですけれども、個人番号は大切なものなので、厳重に保管しておくようなものだと思います。

渡辺（英）委員 これから想定するいろいろなことがあろうかと思うんですけれども、トラブルが起きないように、混雑の起きないように、そうした丁寧な周知徹底をまずはお願いしたいと思います。

中身の徹底ということについて、今、これを聞いただけでも、先ほどやりとりしていたけれども、なかなか一遍に、1回、2回聞いただけで頭に入るものではない。県民にとってどう有益性があるのか、心配な点はどうなのか、そういう細かいことを本当に丁寧に徹底していかなければ、心配だけが浮上しては意味がない。もう1回、その辺の対応について、説明してもらいたいと思います。

中野情報政策課長 マイナンバー制度の内容について、国では法律を改正しておりまして、マイナンバーが使える項目をだんだんふやしている状況でございます。9月の改正におきましては、メタボ健診とか予防接種についても今後はマイナンバーを使うとか、平成30年からは銀行の預金口座にも、任意なんですけれども、マイナンバーを使うことになっております。

このように、今後もマイナンバーの対象になる事務というのは拡大していくと思いますので、マイナンバーの概要とか、今後のスケジュールとかというのを、国や市町村と連携しながら、丁寧に県民の皆様にご広報をしていきたいと思っております。

渡辺（英）委員 高齢化が進んでいる現実の中で、自分で番号を覚えられない人、そうしたこともいろいろ出ると思うんです。そうしたときにはどういう対応をしていけばいいのか、説明ができますか。

中野情報政策課長 例えばお年寄りで、なかなか自分で判断ができないような状況にある場合とか、小さなお子さんの場合などは、代理人というか、後見人というか、そういう人でもできるような仕組みになっておりますので、本人に代わって代理人ができるシステムになっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第75号 山梨県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例廃止の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

（同趣旨の請願と認められるため一括審査）

請願第27-4号 戦争につながる安全保障関連二法案（国際平和支援法案、平和安全法制整備法案）の廃案を求める意見書採択について

請願第27-6号 安全保障関連法案の廃案を求めることについて

請願第27-7号 集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法案」に反対する意見書の採択を求めることについて

意見

遠藤副委員長 この件は国会でも既に決まったことなので、不採択のほうがよろしいかと思えます。

討論 なし

採決 全員一致で不採択すべきものと決定した。

請願第27-10号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書採択を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)
(「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 継続審査について起立採決の結果、起立多数で継続審査すべきものと決定した

所管事項

質疑

(指定管理施設・出資法人調査特別委員会の今後の対応について)

遠藤副委員長 今回、初日に指定管理施設・出資法人調査特別委員会の報告をさせていただきました。この中で、議長に定期的な報告を何件か求めるということで報告をさせていただきましたけれども、今後、担当所管としてどのように対応していくのか、お伺いいたします。

石原行政改革推進課長 今回の特別委員会でいろいろ御指摘をいただきまして、その旨、全庁的に職員に、再度、出資法人並びに指定管理施設、まず現況をよく把握して、それから、今後、県民の福祉の増進に十分努めるように改めて注意を喚起したところでございます。

御指摘のありました個々の事態につきましては、その都度、定期的に委員長並びに議長のほうに報告をさせていただくということで、強く指導もしてまいっているところでございます。今後、また必要に応じまして、その都度、御報告をさせていただきたいと思っております。

また、指定管理につきましては、総合的に現状を十分精査する中で、今後、制度の運用について、解決すべきところは解決する、見直すところは見直すというふうに取り組んでまいる所存でございます。

上野企画課長 委員長報告での日常業務の把握に努め、効率的な、合理的な出資法人の経営を目指すようにという御指摘につきましては、関係所管課を集めて、強くその旨、申し伝えたとところであります。

出資法人の経営状況につきましては、個別に面接等を行いまして、その状況について、改めて個々に把握をし、経営状況の適切な運用に資するよう、指導してまいりたいと思っております。

高野委員 遠藤委員は、委員長ゆえに、今、聞いたと思うんですけども、両課長の答弁では私としては物足りない。皆さん方が先につくった資料の中に、基本的には役員の固定化、年寄りにはやめてもらえという部分も多くあったような気がします。それについては、部長のほうから、これこれこうだという意思のあらわれをちゃんと聞いておかないと、これは来年もありますから、その辺も含めてお願いします。

守屋企画県民部長 先に指定管理施設・出資法人調査特別委員会でさまざまな御意見をいただく中で、またこちらのほうで事務的になかなかうまく対応できなかったこと、まずはおわび申し上げます。

今回、御指摘がありました中で、特に出資法人の関係については、役員の長期固定化というのは、経営上あまりよろしくないという話がありまして、先ほど上野課長からも説明させていただいたとおり、出資法人の各所管課長を集めて、今回の出資法人の意見の趣旨を話しました。

現在、今後、予定をしているのは、それぞれ出資法人ごとに、経営の観点から出資法人のそれぞれがどういう考えを持っているか、役員の長期固定化という考えに対してどういうものを持っているかということヒアリングをしながら、今後の対応について、どういう対応をするか、出資法人にまずは考えていただく。その後、それを踏まえて、各出資法人を指導している所管課がどう考えるかということ、年度内にはまとめていきたいと思っております。

そのようなことを、またいずれ、進捗状況等については、この委員会だとか、遅くとも来年の出資法人の特別委員会についてはきちっとした回答ができるように、今、個々の所管課と一緒に詰めているところでございます。

高野委員

今、年内にはという話をお聞きしたんですけれども、委員会自身はもう既に終わっている、私たちもその認識でいるんですけれども、宿題も幾つかあって、この宿題については、もう委員会を終わっているから遠藤委員長のほうへ報告というわけにはいきませんから、遠藤委員長のほうから議長のほうへお願いをして、その件については議長が受けてくださいということになっていますので、その辺の認識でもしあればしっかりできるのかどうか。

守屋企画県民部長 今の話につきましては、すみません、年内と言ったかもしれませんが、年度内で取りまとめたいと思っております。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

今、高野委員の言われた趣旨に沿って、最終的には議長のお手元にこの結果が届くような形で取りまとめをして、遠藤委員長さんのところにお伝えできるように準備をしていきたい。

主な質疑等 警察本部関係

所管事項

質疑

(富士河口湖町の殺人事件に係る対応について)

遠藤副委員長 河口湖で大きな事件が発生いたしました。山梨県にとっては、本当に10年、20年に一度あるかないかという事件だったと思いますけれども、そういう中でお亡くなりになりましたお二方には御冥福をお祈りするとともに、また関係者の皆様にもお悔やみ申し上げます。また、警察の捜査によってほぼ解決したと私は認識しますが、適切な対応をしていただきまして、敬意を表するところであります。

ただ、地域の方から情報をいただきまして、防災無線で夜になって注意喚起をするようなことがあったということでもございました。ペルー人の事件があったすぐ直後ということで、地域の皆様には相当な心労があったかと思っておりますけれども、事件が起きてから地域の方々に注意喚起をする情報伝達がどのように伝わったのか、また、いろいろな機関に情報を流すと思うんですが、そういったことをどのようにしたのか、私は現場にはおりませんでわかりませんが、そういうことを聞いたので、状況についてお話ししたいと思っております。

佐藤生活安全部参事官 この事件の発生を受けまして、当日現場周辺の検索及び警戒活動を直ちに行い、夕方には、翌朝の児童生徒への安全を考慮し、近隣市町村の小中学校の生活指導担当の先生方へ連絡、同じく小中学校へのファックス送信での情報と注意喚起、富士吉田市教育委員会学校教育課長を経由しまして、市の校長会ネットワークへの注意喚起メールの送信、県警で構築しております「ふじ君安心メール」という県民向けの一斉メールを活用しまして、注意喚起を行っております。さらに、付近住民への戸締まりなどの防犯対策のために、富士河口湖町、富士吉田市、鳴沢村に対する注意喚起の防災無線放送の依頼を行っております。

また、翌朝には、富士吉田警察署管内ほか、県下各警察署において、通学路周辺の警戒活動を実施しております。

遠藤副委員長 夕方になって児童、学校、教育関係のほうに情報伝達をしたということで、また富士河口湖町、富士吉田市などには、夕方、同じころに情報提供したということでもよろしいでしょうか。

佐藤生活安全部参事官 これにつきましては、捜査の状況を勘案しまして、夕方、注意喚起をしております。

遠藤副委員長 新聞情報ですけれども、事件発生が夜から朝にかけてということだと思っておりますけれども、そこから夕方までというのはかなり時間があって、また、当時は、多分、運動会か何かをされていたかと思っておりますが、そういうこともあって、もし凶器を持って逃走しているという状況であれば、もっと迅速な対応が必要だったと思うんですが、その辺の迅速性ということに関して、どういう理解でいらっしゃるでしょうか。

佐藤生活安全部参事官 防災無線につきましては、まず、事件の認知を受けて、捜査と並行し

まして現場周辺の警戒活動を行い、その捜査の進捗状況、あるいは周辺に及ぶ危険性を総合的に勘案しまして、教育委員会への電話連絡やファックス送信、あるいは子供の安全対策を優先的に行うなどの対策を順次進める中で、念のために防災無線を依頼したものでございます。

遠藤副委員長 ということは、夕方の時点でそれほど危険性はないという判断をされたということですか。

藤原刑事部長 御存じのとおり、こうした凶悪事件は犯人検挙が第一の安全対策だと思っています。そのために、集中的に捜査員を投入して、検挙に向けた活動を行います。その中では、当然、周辺に対する聞き込み捜査とかというのがあって、その際に注意喚起、いわゆる近隣住民に対してのそういう形で警戒を依頼してあります。

その中で不審者情報等はほとんどない、現場の状況はあまり詳しく申し上げられないんですけども、その中で、他の住民の方に危険性が及ぶことは少ないという判断のもとに、そういった形で警戒対策をとりました。

遠藤副委員長 6月の議会において、J-ALERTシステムということで提案がありまして、その議論をさせていただいたんですが、その中で、いろいろな機関との情報伝達というものが、現状なされているという答弁をいただいているんですけども、そういったことで、県の防災危機管理課とのやりとりはあったのかどうか、お伺いします。

佐藤生活安全部参事官 今回のこの件につきましては、県の防災危機管理課とのやりとりはございません。

遠藤副委員長 そうですか。早い段階から、もうある程度、わかっていた、犯人が特定できていたという認識なんでしょうか。

藤原刑事部長 その辺は捜査の関係ですので、ちょっとコメントはできないんですけど、先ほどのことになりましたが、いずれにしても客観的なものでそういう危険性は少ないと判断をいたしました。そういう形の結果になります。

(総合交通センターへのアクセスについて)

久保田委員 総合交通センターへのアクセスについて伺います。平成18年3月にオープンした総合交通センターは、県内唯一の運転免許試験場であります。公共交通機関によるアクセスが非常に悪い。オープン当時、甲府駅から総合交通センターまでの路線バスが運行していましたが、いつの間にか廃止されました。県警のホームページによると、JR中央線竜王駅、または塩崎駅から南アルプスコミュニティバスを御利用くださいと言いますが、補助金の関係で平成23年3月にもう廃止になっている。それ以来、そこには運行されていない。

そんな中で、運転免許のない人、新たに取り人、免許停止の人、そういう人が利用する施設でございます。現在、総合交通センターには路線バス、公共交通機関の乗り入れがないが、多くの県民が利用することや利便性の向上について、どのように考えているか、伺います。

跡部運転免許課長 総合交通センターにつきましては、運転免許の取得試験、免許の更新等の免許センター施設及び子供から高齢者までが利用できます交通安全学習ルー

ム等、交通安全教育施設を備えております。県民の利用度が高い総合交通安全施設であります。

しかしながら、委員御指摘のとおり、平成20年10月に山梨交通バスが廃止され、その後、JR塩崎駅、竜王駅から発着する南アルプス市のコミュニティバスが運行されましたが、同バスについても、平成25年3月に廃止になっております。それ以後、現在まで総合交通センターへの公共交通機関の乗り入れがなく、利便性が悪い状態になっているのが現実であります。

この間、県警察では、県を通じまして、県民の利便性を確保するため、山梨交通等に路線バスの復活の働きかけを行い、そうした中で、本年10月1日から南アルプス市を循環するコミュニティバスの運行が開始される予定となっております。

これによりまして、総合交通センターへの乗り入れが行われますので、以前に比べ、利便性の向上につながるものと期待しているところであります。

久保田委員

ちょっとインターネットで調べましたら、こういう施設にバス停がないのは山梨県だけだということです。

今、課長がおっしゃいましたのには、あす、たしか9月30日、コミュニティバスの出発式で、1日から運行ということですがけれども、残念ながら、北回り線が1日4本、芦安から八田、総合センターを回って楡形のほうへ行くということでございますので、南アルプス市の北側の人は利用できるということで、県民にとっては全然関係ないということでございます。

そこで、コミュニティバスが10月1日から運行されますけれども、それは南アルプス市だけでございますので、県民全体の利便性、あるいは向上が不十分であります。県警の考え方を伺いたいと思います。

跡部運転免許課長 総合交通センターへのバスの乗り入れが廃止されまして、利用者の皆さんに大変御不便をおかけしているところであります。南アルプス市のコミュニティバスの乗り入れが再開されますけれども、確かに委員おっしゃるとおり、市内を循環するバスであると承知しております。

そのため、さらなる県民全体の利便性を確保するため、県を通じまして、南アルプス市バス事業者等と連携しながら、甲府駅、最寄りの塩崎駅、竜王駅からの乗り入れ再開を含めまして、交通の拠点との接続につきまして、検討してまいりたいと思っております。

主な質疑等 総務部関係

第71号 山梨県個人情報保護条例中改正の件

質疑

山田（七）委員 まず、特定個人情報の厳格な保護内容について、改めて説明をいただきたいと思えます。

森田私学文書課長 特定個人情報の厳格な保護の内容について、御説明いたします。

まず、一般の個人情報は、本人の同意があるときなど、7つの場合に目的外の利用ができることとなっておりますが、特定個人情報につきましては、人の生命、身体、財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難である場合の1つのみに限定しております。

また、個人情報の中には人種や民族、思想、信条、宗教といった、より慎重に取り扱わなければならない情報があり、一般の個人情報につきましては、犯罪の予防にかかる事務を遂行するときなど、3つの場合に取得することができることとなっておりますが、特定個人情報につきましては、番号利用法等の法令に基づく場合に限定して取得することができることとしております。

これらの取り扱いにより、特定個人情報の厳格な保護を図ろうとするものであります。

山田（七）委員 特定個人情報について、開示請求等を本人、法定代理人に加え、任意代理人についても認めることとしているが、その趣旨は何かをお伺いいたします。

森田私学文書課長 条例が定める個人情報の開示、訂正、利用停止の請求は、これまでは本人または法定代理人のみが行うことができるとされておりました。

一方、特定個人情報については、今後、マイナポータルと呼ばれる、自宅のパソコンなどによって、インターネットを通じて自分の特定個人情報にかかる情報連携などを容易に確認できる仕組みを導入することとされておりますが、特に高齢者など、パソコンなどを使うことができない方々も相当数に上ると考えられることから、特定個人情報に関しては、窓口の開示請求等を任意代理人にも認め、請求の権利を確保しようとするものであります。

山田（七）委員 昨今、年金の情報の漏えいが大きくなるとなり、県民、国民の間に不安が広がっていますが、個々の番号取扱事務の具体的な保護措置について、どのようになっているのか、お伺いいたします。

森田私学文書課長 特定個人情報を保護するための具体的な保護措置についてであります。個人情報保護条例は、個人情報の一般的な法措置を規定しておりますけれども、個人情報の漏えい防止については、個々の取扱事務において適切な措置が行われることが必要であります。

このため、番号利用法では、特定個人情報保護評価という仕組みを導入し、特定個人情報を取り扱う事務に関し、それぞれの事務を所管する部署において評価書を作成して、その中で漏えいやその他の事態を発生させるリスクを分析

して、適切な措置を講ずることとされております。

県においては、これまで地方税等に基づく県税の賦課徴収に関する事務、住民基本台帳ネットワークシステムにかかる事務などについて、各担当課が、山梨県個人情報保護審議会等の意見を踏まえ、評価書を作成し、リスク及び保護措置の内容を公表しております。

このような特定個人情報保護評価の適切な運用を通じ、個人情報の保護が図られているものと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第73号 山梨県県税条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第76号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第1項歳入歳出予算の補正額及び歳入歳出予算の総額、同条第2項歳入各款並びに第4条地方債の補正

質疑

(臨時財政対策債について)

遠藤副委員長 今、説明をしていただきました県債の2億9,700万円余についてお伺いいたします。

これは臨時財政対策債の措置ということだと思いますけれども、これは限度額と説明のほうでは書いてあります。限度額が決まって、その中で配分されていると思いますけれども、今年度、どういう配分になっているのか、お伺いいたします。

三井財政課長 こちらにあります限度額というのは、今回、補正予算におきまして御議決いただく最高の額ということでございます。

配分の状況でございますが、臨時財政対策債につきましては、この7月に本年度の配分額が国のほうで決定いたしまして、本県につきましては260億円の配分となっております。

したがって、こちらのほう、予算額は今回、247億円の9月現計として臨時財政対策債の限度額を設定しておりますが、追加での可能額がまだ十数億円あるという状況でございます。

遠藤副委員長 これは地方交付税の足りない分といいますか、それを後年度負担するからということで、地方債ということで借りるということでありまして、平成

くださいということを言われているんですけども、要するにこれがちゃんと明確に返ってきているのかが心配になるんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

三井財政課長 少なくとも交付税の算定の中におきましては、今現在は確実に需要の中に算定基礎として入っているという状況ではございます。

遠藤副委員長 これは地方債で、本来は地方交付税で配分されるものであるけれども、地方債で借りるということで、地方の財政を圧迫していると私は思うんですが、担当課としてはどのように考えますか。

三井財政課長 国の地方財政措置ということでございまして、なかなかいかんともしがたい部分はございますが、少なくとも地方の、県の借金という形であることは間違いないという認識でございます。

そういう意味では、できるだけ臨時財政対策債を発行しなければならない部分につきましても、交付税率の引き上げとか、交付税総額の確保という形をとっていただきまして、できるだけ縮小もしていただきたい、できれば廃止もしていただきたいと考えております。

遠藤副委員長 それを国なりに要望という形で出してもらおうべきではないかと思いますが、その辺はどうなっているんでしょうか。

三井財政課長 委員の御指摘のとおりでございまして、本県といたしましても、臨時財政対策債の廃止、あるいは発行せざるを得ない中でも、できるだけ交付税原資の総額確保による縮小、全国知事会、あるいは個別の総務省へのヒアリング等、あらゆる機会を通じまして要望させていただいているところでございます。

遠藤副委員長 先ほども、一部申し上げましたが、全国都道府県議長のほうでも要望をしているところでありまして、総務委員会としても、議長に対してこの要望を強く議長会にやってくださいというお願いをしてもらいたいと思いますが、委員長の計らいをお願いいたします。

塩澤委員長 ただいま、遠藤委員から議長に対してという提案がございました。委員長としては、議長に総務委員会として今のお話、意見をしっかり議長のほうに伝えて、要望のほうをしっかりとお願いしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第79号 町の境界変更の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第27-11号 私学助成制度の堅持及び充実強化に関する意見書の提出を求めることについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県庁舎本館のエレベーターの稼働について)

山田(七)委員 県庁舎本館には、現在、2基のエレベーターが設置されていますが、通常、稼働しているのは1基であり、来庁者からは、待ち時間が長いなどの苦情が多く寄せられております。県として、節電や省エネの取り組みを率先して行うことは理解いたしますが、待ち時間が長いことや限られたスペースに荷物の台車を同乗し、利便性が悪いとの声も多いのも事実です。

つきましては、2基の稼働と1基の稼働において、電気料の比較がどういう状況になっているのか、お伺いします。また、時間のロスとの関係から、来庁者の利便性にも配慮すべきと考えますが、考えを伺いたいと思います。

中澤管財課長 今、お話もございましたとおり、省エネと申しますか、温暖化対策等々、幾つか、県としていろいろな取り組みをしている中の1つとして、今現在、エレベーターにつきましては、朝の時間帯は2基、動いているんですけども、それ以降については1基をとめているという状況でございます。

まず電気料という話がございました。2基のうち1基分ということになりますと、年間250日という稼働日数で考えますと、その1基をとめることによって十数万円ぐらいの電気料の差が出てくると承知しております。県全体では非常に小さなものなんですけれども、いろいろな取り組みを集めた中で、そういった省エネ、温暖化対策をしているというのが、まず現状でございます。

ということではありますけれども、今、お話がありましたとおり、御不便をおかけしている点は大変申しわけなく感じております。現在も、混雑するときには2基稼働に切りかえたりという運用はしているんですけども、今後、より一層、弾力的に、できる限り2基動かして、御不便をおかけすることがないように、改善に努めてまいりたいと考えております。

山田(七)委員 ぜひとも来庁者の利便性を考えた上での対処のほうをよろしく願いいたします。

(県民参加型市場公募債の発行について)

遠藤副委員長

県民型市場公募債の発行ということでお伺いしたいと思います。知事の今議会の所信表明でもあったように、県民の皆様は国債などと比較をし、多くの利子を受け取っていただくということで、公募債を発行していきたいということをおっしゃりました。そういう中で、これは初めてやるということだと思いますので、ぜひ成功をしていただきたいということで御質問させていただきたいんですが、まず、知事がこういうふうに表示されましたけれども、本来、この発行の目的について、お伺いいたします。

三井財政課長

県民参加型市場公募地方債ということで、御指摘のとおり、本県では初めて発行するというので、今、検討しているものでございます。

目的でございますが、委員、お話しいただいたように、国債などと比較して多くの利子を受け取っていただくということもございしますが、県債の購入を通じて、県民の皆様は県政に対する参画意識の醸成をしていただければというのが最も主たる目的だと考えております。

遠藤副委員長

先ほど200億円の全国型市場公募債ということもお話になったわけなんですけど、こっちは200億円で、こちらは、今度、県民参加型で10億円ということなんですけど、比較について、ちょっとお伺いいたします。

三井財政課長

先ほどお話しさせていただきました全国型の市場公募地方債は、平成19年から本県は導入してございます。そのときの導入目的は、主に資金の調達手法の多様化ということで、それまで国のほうの資金、地元の銀行等の縁故資金だけしか調達手段がなかったものを、もっと広いところから調達しようというものでして、主に銀行、証券会社を通じて、全国の機関投資家の方に県債を買っていただいて、それによって資金を調達するというものでございます。国債と同様、主たるいわゆる金融の償還期限は10年がメインになってございしますので、10年債という形で発行してございます。

今、申し上げましたように、販売していただくために、中銀をはじめ9の銀行と9の証券会社、全部で18の金融機関でシンジケートを組んでいただいております。そこから販売をしていただくということでございます。

一方、今回の県民参加型市場公募債でございますが、基本的に県内にお住まいの県民の方とかお勤めの方、あるいは県内所在の法人を対象に購入をしていただくというものでございます。そういったものでございますので、償還期間につきましては、個人の方というのが長いものを非常にお嫌いになるという部分があったりして、5年物で、個人の方、県内に限るということで10億円というのは、先ほどの全国型に比べて小さい規模となっております。

また、今回、県民の皆様は県政の参画ということなので、目的意識を持っていただくというか、何についてお金を出していただいているのかとわかっていただくために、富士山世界遺産センターの建設事業に資金を充たしたいと考えてございます。

また、販売も、県内の方を対象でございますので、指定金融機関である山梨中央銀行のほか、県内に本店を有する金融機関にお声をかけて、御参画いただけたところをお願いしようと考えているところでございます。

遠藤副委員長

これはやはり平成13年、2001年から群馬県だったですか、始まった制度だったんですけども、全国で売れ残りというのが結構あって、日経新聞の電子版ですけども、2011年8月に総務省がミニ公募債について長期

を推奨するという発表もあったということで、できるだけ売れ残りというもの、参画意識を高く持ってもらいたいということなのですが、そういう中で、償還期限を5年にしたということでもあります。

また、やはり新しいことをするということでは、マーケットリサーチとか、どれくらい売れるのかという調査をされているのかどうか。あるいは、先ほど申し上げましたような売れ残り対策について、どういう策を講じているのか、この辺についてお伺いをいたします。

三井財政課長

マーケットリサーチでございますが、例えば昨年度の状況でいきますと、住民参加型の市場公募地方債を発行しているところは15都県ございました。それらがどんな状況か、私ども、今、調査をしながら最終的な形を決めているところでございますが、それらを見ますと、やはり先ほどの5年債というのが一番多くございました。

また、やはり金融機関等に確認をとりながらやっておりますが、その中でも個人の方というのは、先ほどちょっとお話ししましたが、長いものを嫌われる、一番お金を持っておられるのは高齢者の方だそうなのですが、なおさらやはり10年とかというのはちょっと長すぎるということで、5年くらいがいいんじゃないかというお話がございました。

また、発行額10億円でございますが、委員御指摘のとおり、各発行団体の中で売れ残りをしているところとかもございまして、やはり発行するに当たってはできるだけ売れ残らないようにして、皆さんに買っていただきたいということで、規模感というのでも大切かなと思ひまして、調べて検討しているんですが、その中では、発行額に対して今まで個人の方がどのくらい買っているんだろうとか、他県の人口規模においてどのくらいの発行額が消化できているのかというのを調べまして、全体の消化できる平均でいくと、本県の人口規模だと10億円から10数億円が適当かなという状況でございました。

そんなことから、今回、富士山世界遺産センターもおおむね10億円の県債を必要としているということですので、今回、まず初めてということですが、10億円規模で発行したいなと考えているところでございます。

また、売れ残った場合はどうするのかということですが、販売していただく金融機関にそれぞれ割り当てをさせていただいておりますので、そういった金融機関のほうで個人の方に買っていただけなかった部分は買い取っていただくことを予定しております。

遠藤副委員長

わかりました。一番気になる、知事も多くの利子をとわれておりますけれども、どのくらいの利率を考えていらっしゃるのか。高齢者ということだったんですが、ボーナス期に合わせてということもおっしゃっているので、現役世代対象と私は認識していたんですが、そういったところで、利率なんかの件について、どのようにお考えなのか、伺います。

三井財政課長

ターゲット、高齢者の方だけではさすがに心配でございますので、幅広く県民の皆様ぜひ御購入していただきたいということで、御指摘のとおり12月のボーナス期に発行したいと考えてございます。

利率でございますが、これもそのとき、そのときでいろいろ変わってまいりますので、その時期にどうなるかということは難しゅうございますので、7月、8月期でどんな様子なのかというところでお話しさせていただきますと、例えば最近の1,000万以上を対象としたような大口定期というのがございます。その5年物が、最近、0.05%で、非常に低金利のときですが、そんな状

況になっています。

一方で、利付国債で、最近、5年物で発行されたものが0.1%くらい。利率は非常に少のうございますが、大口定期の倍はございます。この中で、5年物の市場公募債、全国型、あるいは県民参加型、いろいろございますが、あまり差はございません。0.15%とか0.16%が最近の発行状況になってございます。

ももとの低金利ということで、金額にすると非常に低い金額になろうかと思いますが、ただ、利率という意味では大口定期の3倍ほどあるという状況でございます。

遠藤副委員長

最後にお伺いしたいんですが、ボーナス時期というのは、各金融機関もそれぞれキャンペーンなどをして、ボーナス対応ということで、会社の玄関先に朝早く行ってティッシュを配ったりなんかしているんですけども、そういったものと競合していかなきゃならないということでもあります。県民の参画意識をあおるということで、ぜひPR活動は十分にやっていただきたいと思いますが、その辺についてお伺いいたします。

三井財政課長

本公募債の目的自体が、県民の参画意識を高めていただきたいというのが主たる目的でございます。販売に当たりまして、非常に一生懸命やらなきゃいけないなと考えてございます。

差し当たり、広聴広報課所管のテレビとかラジオにつきましては、決まり次第、使いたいということで、準備をしております。そのほか、金融機関の窓口でも、ポスターとかチラシ等を配布させていただくようなことも考えてございます。できるだけ我々が持っている広報の手段、あらゆるものを使いましてPRさせていただきたいなと考えております。

(財政健全化に向けた取り組みについて)

前島委員

財政課で、いわゆる県単財政、行財政改革の流れの中で、工程表をつくって県単事業の積極的な見直しを図って、財政健全化に向かったの進め方をやるということで、平成27年から5カ年計画を立ててこれから取り組もうとしているんですけども、いわゆる工程表の流れと背景の取り組み方ということについて、基本的なことを伺っておきたいと思っております。

三井財政課長

総合計画の策定に当たりまして、それを推し進めるための財政運営ということで、当然、健全な財政運営を確保しながら県政を進めていかなければならないという状況で考えておりますが、それに当たりましては、まずは将来の県民負担を抑えていくということで、県債等と残高の削減は、引き続き、計画的にやっていかなければならないのではないかと考えてございます。

それを行うための手法で、今までは公共事業、県単公共事業の段階的縮減等がございましたが、これらにつきましても、新たな総合計画でどのような計画になっていくのか、あるいは主要なプロジェクト等をどういうふう to 実施していくのか、そういったものを見ながら、しっかりと財政運営を確保できるような手立てを講じてまいりたいと考えております。

前島委員

県単の補助金の見直しを進めていくには、体系的な取り組み方の計画の流れの中で、これだけ縦割りの行政が行われている状況の中で、実施に移していく実行の段階になりますと、私どもが見て容易ではないと考えるわけです。そのところのいわゆる取り組み方について、今までと違った県単補助金の見直し

の取り組み方というのが、財政健全化に向かった新たな取り組みのいわゆる工程表と解していいのかどうか、その辺を伺っておきたいと思います。

三井財政課長 県単独補助金の見直しというのは、非常に昔からずっとあるテーマだと思っております。それを見る視点というのは、他県の状況とか、目標の達成度合いとか、世の中の社会情勢の変化とか、いろいろな物差しが昔からございます。そういう意味では、補助金というのはあくまで必要があって制度化されたものだというの、まず前提として認識してございますので、それを廃止、見直しするというの、そういった尺度を常にしっかりと見ながら判断していかなきゃいけないのだろうなと考えております。

ただ、全く新しいツール、物差しを残念ながら持ってございません。また、そういったツール等の検討もしながら実施していきたいなと考えております。

前島委員 一例で伺いたいんだけど、いわゆる外部の専門家によります行政の点検評価をいただいておりますね。そういうものについて、結果を出されたら。そのことによって、廃止だとか、廃止を要するとか、いろいろな御意見をいただいております。そういうものが、実際、どの程度、財政の角度、行政改革の角度の中で実行されているかどうかという点で、その辺が、我々県議会で見えておまして、何となくそういう取り組みをしていただいている、またはそういう評価の結果が出ているものに対して、実際、そのことについて断行していく、そういう行政改革の姿勢、財政のいわゆる今の工程表に対して結びつけていくような取り組みが積極的に行われているかどうかという点をやや懸念をし、見ているところですけども、その辺はいかがですか。その辺の結びつき、そういう取り組みについて、一つどのような対応をしようとしているのか、その辺も聞かせてもらいたいと思います。

三井財政課長 行政外部評価、行政アドバイザーという形でずっとやっていると思います。昔は行政アセスメントという形でもやっていたかと思えます。

財政にどのように生かされているかということでございますが、行政評価が行われたものにつきましては、必ず見積書に添付していただいて、各部局が行政評価に対しての、ある意味、評価、部局としての意見、考え方、対応状況、そういったものをつけていただいております。その中で査定をしております。

そういった形でやっておりますので、基本的に行政評価を外部の先生からいただいたものにつきましては、何がしかの対応をしている。それが、例えば一部見直しという意見があっても、その意見どおりになっているかどうかというのは、100%なっているわけではございません。例えば、3人の先生方で1名の方が廃止という御意見を出されても、結果として必ずしも廃止になっているわけではございません。短期の中での評価ということもございまして、それに対する対応は、各部局が説明責任を持って、なぜその意見と違うことをやったのか、それは予算、実際の事業の中でしっかり説明していただく形になってございます。

ただ、全体としてどのくらい反映しているかというと、かなりの分野で御意見を反映するような形の予算措置をとっていると承知しております。

今現在、例えば平成27年度予算で、行政評価についての対応状況、恐縮ですが、今、私のところに全体のものというのは持っていますが、行政評価についてどうだというのは私のところでは持ってございませんが、予算編成の中ではしっかりと対応しているという認識でございます。

前島委員

せっかくアドバイザーをお願いして、行政財政改革の方向に向かって取り組む仕組みをつくっているわけですから、その皆さん方が出された廃止だとか、廃止する方向で検討すべきだとかという貴重な意見が出たものについて、やはり行財政改革に生かしていく流れをきちっと作り上げていかなければ、アドバイザーに対しても失礼だし、思い切った財政改革、こういう工程表に向かつての取り組みの実効は上がらないと感じるんです。

そういう出されたものに対して、もう一度、チェックをする、それを廃止に向かつて、あるいは時限的に検討を加えて、何カ年後にはこれを廃止していくという道筋をきちっとつくっていかなければ、前任から引き継いできた県債の、約1兆円を超える財政の大改革を健全化に向かつて取り組んでいく、成果を上げていくのは容易ではないと思うんです。

やはりそれには、年次計画でこういう工程表をおつくりになるわけですから、実効ある対策を果敢に取り組んでいくという必要性を、平素、大変痛感しているんだけど、その点について総務部長に御所見を伺いたいと思います。

前総務部長

行政評価でいろいろいただいた意見、これは、当然、踏まえて、今後とも予算編成の中で生かしてまいりたいと考えておりますし、引き続き、県単補助金の見直しについては、毎年、進めてまいりたいと考えております。

高野委員

9月議会で我々会派の代表質問、一番冒頭に経済対策ということで質問をしたんですけども、あまりよくわからない答弁だったという気が私はしております。しかし、あの質問を聞いて、今、山梨県がどのようにそれに対して立ち向かっていくのか、また国に対してどのような要望を出しながら、どんな進め方をしていくのかということをお伺いしたいと思います。

前総務部長

現在の経済状況の認識ということですが、やはり本県、まだまだ厳しい状況が続いているという認識でございます。

国への対応につきましては、窓口は知事政策局でございますけれども、今後、知事含めまして、具体的に対応する方策について検討をしてまいりたいと考えております。

所管事項

(経済対策の策定に向けた意見書について)

高野委員

代表質問をどのように重きにとってくれているのかということだと思うんですけども、これから先は執行部は関係なく、委員だけの話なんですけれども、せっかく代表質問で取り上げ、知事もそこその答えをした。しかし、実際は今からが知事のすべき仕事だと私は思っています。

そのためには、総務の委員会が、みんなで合意が得られたら、その合意の上で、知事に対して経済対策に対する意見書というものをしっかり総務の委員会自身が発信をしていく必要があるのではないかなと思っておりますので、皆さん方の意見がまとまったら、意見書としてこれを知事のほうへ出していきいたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「賛成です」の声あり)

塩澤委員長

ただいま高野委員から、総務委員会において知事に対して経済対策の策定に

向けた意見書を、委員会提出議案として本会議に提出されたいとの提案がありました。

お諮りします。本提案のとおり、決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

前島委員 その問題については、今少し内容をやはり委員同士で話し合ってみていただいて、高野委員からの初めての提案でありますので、皆さんで意見を交わした上で取り組むようにしていただきたいと思います。

塩澤委員長 御異議がありますので、暫時、休憩いたします。

(休 憩)

高野委員 今の日本の経済がどうなっているのか、山梨の経済はどうかということ、経済対策をどうしても強く進めてほしい、そんな観点からの意見を委員会として出したらどうだと。

望月勝議員の代表質問で、「経済対策を早期に策定してほしいという地方の声を届けるため、私が先頭に立って他県の知事とも連携し、国に対してその必要性について強く訴えてまいりたいと考えます」と知事が答弁をしているんです。また、この答弁を我々議会が後ろから後押しして、力強く逆に知事に頑張ってもらいたい、こういう話なんです。できることならば、委員会で、全会一致をもって、総務委員会からの意見書ということで取り上げてもらいたいなと思っております。

説明については、もう1枚の私がつくった私案で皆さん方には御理解をいただきたいなと思っておりますので、委員長、よろしく取りまとめをお願いします。

塩澤委員長 今の御意見を受け、何か御意見はありますか。

(「異議なし」の声あり)

前島委員 高野委員から、代表質問に当たったの知事の答弁を踏まえて、知事に対して意見書を提出してみたらどうだという私案が上げられたんですけども、これはいわゆる知事に対する意見書ということですから、この点はもっと滑らかな、知事に対して要望みたいな形で、この間の答弁に対して、ぜひ積極的に働きかけて国に対してやってくれと。

議会で対応するやり方とすれば、我々山梨県議会として国に対して意見書を提出するという経済対策をすべきだと、こういう意見書を提出するのはいいけれども、そのこのところ、知事さんに意見書を出すということについては、過去の私の委員会審議の経過の中でもあまり経験がありません。こういう取り扱いの仕方をやっていくと、1つの例になっていく可能性があるんで、そのこの点は、知事さんの本会議での答弁を期待し、知事は知事として隣接の都道府県の知事会議等で積極的に国に要望すると。

我々山梨県議会は、今の高野委員の言う、こうした経済の、依然として地方は大変なんだ、代表者会議等でお計らいをしていただいて、国に対して山梨県議会として意見書を別途出すというすみ分けにしていったほうがいいだろうと。

知事に対しては、機会を得て、ぜひ山梨県の経済対策、12月に向かって積極的な経済対策をひとつやってくれ、議長や副議長を通じてお願いすることもいいことだと思うんですが、ただ、これは知事に意見書ということになっていますので、そこはちょっと穏やかに、要望程度に知事にして激励をすると。それで、知事は都道府県知事さん方、知事会について頑張ってもら。我々県議会は、県議会として、別途、意見書を、代表者会議等で御相談の上、提出をする、山梨県県議会として意見書を国に出す、こういう手段が一番いいと思いますけれどもどうでしょうか。

高野委員 前島委員はちょっと勘違いしているようなんですけれども、これはあくまでもここでのまとめが意見書であって、これを出していくときには要望書になるんです。請願でも何でもないので。請願で上げてくるんだったら、当然、代表者会議へかけてやるんだけれども、その順序が、よくわかっていないような気がするんですけれども、あくまでもこの意見書は、要望書として議会へ上げていくということなんです。

前島委員 これ、意見書になっているんじゃないですか。

高野委員 全部、この書き方は意見書となって、仕上がってくるときは要望書なんです。

遠藤副委員長 今、前島先生の御意見をいただいたんですけれども、趣旨は賛同していただいたということだと思います。ただ、手段としてということなので、今回は代表質問に対する答弁に対して意見書を出すということで、今、高野委員も言われたように、要望になるということだと思いますので、賛成をいたします。

渡辺（英）委員 経済的に非常に大変なときですので、高野委員の言うことについては非常にいいことだと思います。
前島委員が言われましたように、改めて、意見書ではなくて要望書という形でしていただければ、賛成ということをお願いしたいと思います。

奥山委員 自分もこの内容を見させてもらいまして、経済対策というのはやはり喫緊にやっていかなければならん課題だと思います。総務委員会として、県議会として、意見書、要請書、要望書という出し方があるかと思うんですが、要望書という形で、知事の後押しをするという形で出すことに賛成します。

高野委員 結果は、意見書で取りまとめても、最終的に知事に出すときはいつも大体が要望書なんです。意見書というものは、99条によつての場合は、請願として各委員会で取り扱う。それは意見書として、ただ、意見書として取り扱ってオーケーになっても、国へ対するときは意見書とは書いてはいない。意見書って書いてあるの。それは、請願の場合。

前島委員 ちょっと暫時休憩をお願いしたい。

塩澤委員長 まだ発言中です。

前島委員 それが終わったら、ちょっと休憩してください。

高野委員 これは最終的にはどういうことでも、まとまっても、最終的には、全部、委

員長にもうお任せだから、委員長の名において、これが要望書になって、どういうふうになるのか、それはだけど。

趣旨についての賛成は、皆さん、反対する人はいないと思いますけれども、趣旨に対しての皆さん方の意見集約をお願いしたいということ。

前島委員

ちょっと暫時休憩をお願いして、意見を調整させていただきたい。いいですか。それでは、休憩がなければ発言します。

高野委員の気持ちはよくわかりますけれども、まず私案の「意見書」を「要望書」に直す。下のほうの、「以上要望を提出」という形に直すということであれば私もいいと思います。知事に対して意見書という形式はあまりなじまないと思いますので、それはやめてもらいたい。

我々が意見書を出すときには、都道府県として、山梨県議会として国に対して合わせ、要望書を出すことは結構だと思いますけれども、とりあえず、これについては、向けた要望書を、知事宛に出すわけですから、「要望書」に、下を「以上要望書」という形で訂正をしていただければ、高野委員のせっかくの話ですから理解を示したいと思いますけれども、意見書という字をとってもらいたい。

高野委員

最終的には、字句その他については全て慣例の中で委員長にお任せという部分ですから、委員長にお任せしたいと思います。

渡辺（英）委員

委員長にお任せですけれども、我々の考えは、意見書ではなくて要望書ですから、そこはちゃんと答えてもらわないと困るんです。

高野委員

委員長が受けるからいいじゃないか、今、話をしているから。

塩澤委員長

それでは、この趣旨については、皆様方が賛同していただけるということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

塩澤委員長

今、表現している意見書、このところにつきましては、慣例に従って委員長にお任せいただいて出ささせていただきたいと思いますが、御了承願います。よろしいですか。

前島委員

要望書という形をお願いします。

渡辺（英）委員

ただし、出す前にちゃんと委員に全部示して、それから出していただきたいという話です。

高野委員

内容を見てですか。

渡辺（英）委員

いえいえ。総意としては要望書としてお願いということですので。

高野委員

事務局で意見書として出さないということ、意見書と書いても。

渡辺（英）委員

ここにあるからには。

- 高野委員 これはあくまでも私の私案の意見書だから。意見ということで。
- 久保田委員 今、議論いただいた、これは高野委員の私案ということですから、事務局が要望というのにやってくれるということですから、いいじゃないですか。
- 塩澤委員長 そこは委員長にお任せいただきたいと、そんなふうに思います。
よろしくをお願いします。
- その他 ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
・閉会中もなお継続して調査を要する事件については、配付資料のとおり決定された。
・閉会中に実施する県内調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、11月6日に実施することとし、場所等については後日通知することとした。
・9月1日から9月3日に実施した閉会中の継続審査にかかる県外調査について、議長あてに報告した旨の報告があった。

以 上

総務委員長 塩澤 浩